

環 環 1 第 1 6 3 号
令和 7 年 6 月 4 日

経済産業省
製造産業局 生活製品課長 殿

警視庁生活安全部生活環境課長

不正競争防止法違反及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に
関する法律違反事件被疑者らの検挙について（情報提供）

警視庁生活安全部生活環境課は、みだしの事件で被疑者 4 名を逮捕するとともに、被疑者 3 名及び被疑法人 1 社を東京地方検察庁立川支部へ書類送致した。本事件については、象牙販売業者らが、インターネットオークションにおいて、象牙を「象牙風・マンモス」等と虚偽の表示をして販売していたもので、事業間の公正な競争と国民経済の健全な発展を害する恐れがあった。

それぞれの者に対して指導徹底を図り、再度発生することがないようにするため、情報提供いたします。

- 1 逮捕年月日
令和 7 年 6 月 2 日（月） 通常逮捕 A・B・C・D
- 2 送致年月日
令和 7 年 6 月 4 日（水） 書類送致 E・F・G・被疑法人
- 3 被疑者

A	埼玉県草加市居住	代表取締役	84歳	男
B	埼玉県草加市居住	取締役	58歳	男
C	埼玉県草加市居住	取締役	27歳	男
D	埼玉県草加市居住	取締役	54歳	女
E	東京都豊島区居住	取締役	60歳	女
F	埼玉県さいたま市居住	会社員	36歳	女
G	埼玉県草加市居住	飲食店経営	58歳	男

4 被疑法人

所在地 埼玉県草加市氷川町469番地5

称 号 有限会社醍醐象牙店

代表取締役 醍醐昌勝

5 事案の概要

(1) 被疑者A・B・C・D・E・F（役職は犯行時のもの）

被疑者Bは、象牙製品の加工及び販売等を営む会社の代表取締役として業務全般を統括管理していた者、被疑者Eは取締役として稼働していた者、被疑者A・C・D・Fは従業員として稼働していた者であるが、被疑者らは、共謀の上、不正の目的をもって、象牙製品を販売するに当たり、令和4年10月13日から令和5年11月6日までの間、5回にわたり、インターネットオークションサイトの広告に、象牙製品であることを表示せず「象牙風・マンモス・マッコウ・水牛いろいろ加工素材」等と表示し、商品の品質、内容について誤認させるような虚偽の表示をした上、令和4年10月17日頃から令和5年11月10日頃までの間、5回にわたり購入客4名に対し、象牙製品である端材等を代金合計12万6,510円で譲渡し、もって不正競争を行ったもの。

(2) 被疑者B・G

被疑者Gは、被疑者Bの知人であるが、被疑者らは共謀の上、不正の目的をもって、象牙製品を販売するに当たり、令和5年12月14日、インターネットオークションサイトの広告に、象牙製品であることを表示せず「(売り切り)マンモス マッコウ 水牛まとめ素材1.5kg」等と表示し、マンモスの牙等が原材料として使用されていると誤認させるような広告を表示させ、もって商品の広告にその商品の品質、内容について誤認させるような表示をし、不正競争を行ったもの。

(3) 被疑者Bは、令和4年9月9日頃、登録票等とともに譲り受けた原材料器官等である象牙の分割により、特別特定器官を入手したにも関わらず、経済産業省令・環境省令で定める必要な事項を記載した管理票を作成せず、もって原材料器官等の分割により特別特定器官を得た際に、直ちに管理票を作成しなかったもの。

6 罪名・罰条

不正競争防止法（A・B・C・D・E・F・G・被疑法人）

同法第2条第1項第20号（誤認惹起行為）

同法第21条第2項第1号（旧法）

（5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又は併科）

同法第22条第1項第3号（3億円以下の罰金）

刑法第60条

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（B・被疑法人）

同法第33条の23第1項第1号（管理票作成義務）

同法第59条第4号（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

同法第65条第1項第3号（各本条の罰金刑）

刑法第60条